

社会福祉法人悠遊 2023 年度法人事業活動・運営方針

はじめに

- ・私たち社会福祉法人悠遊は 1993 年 3 月の設立から丸 30 年を迎えました。この 30 年間では利用者、家族、職員、ボランティア、さらに地域に関わる全ての人が住み慣れたまち・地域で安心して住み続けられる地域社会づくりをめざしてきました。
- ・厚生労働省は、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「介護」「住まい」「医療」「予防」「生活支援」が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の実現を掲げています。
- ・また、2024 年度は 3 年に一度の介護保険制度改定を控えています。しかも今回は医療保険との同時改定となり、ますます介護・医療の連携強化が求められることとなります。1 年後、そして 4 年度の改定を見据えた事業のあり方を具体的に検討する必要があります。
- ・そのような情勢下において、当法人の事業経営は厳しい状況ではありますが、ピンチをチャンスととらえ、事業収支の改善に向けた各種対策に取り組みます。そして、社会福祉法人として地域社会の負託に応え、地域包括ケアシステムの実現に貢献すると共に、当法人の設立母体である生活クラブ生協がかかげる「ローカル SDGs（地域循環共生圏）*」の実現に向けた連携した活動を展開し、持続可能な地域福祉の事業・運営を進めます。

*「ローカル SDGs（地域循環共生圏）」：各地域が足元にある地域資源を最大限活用しながら、自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支えあうことにより、環境・経済、社会が統合的に循環し、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方であり、地域での SDGs の実践（ローカル SDGs）を目指すもの

I. 法人がめざすもの

1. 法人の理念

- ・私たちは、一人ひとりが人間としての尊厳を保ち、その人が自分らしく暮らすことができるよう支えていきます。
- （1）「尊厳・自立支援」 その人の思いを大切にします。
- ・その人のライフスタイルを尊重し、一人ひとりの有する能力に応じて、安心して、自分らしく、日々生き活きと暮らせるように、支援します。
- （2）「地域」 地域とともに築く福祉を目指します。
- ・地域をささえ、地域の身近な存在で有り続けるために、市民、行政、関連団体等との連携を進めます。
- （3）「サービスの質の確保」 サービスの質の向上を目指します。
- ・私たちのサービスを希望されるすべての方の要望に応えられるように、そして一人ひとりを支えられるように、「サービスの質の向上」を積極的に進めていきます。そのために職員の資質の向上はもとより、いつでも地域へ私たちのサービス情報を公開し、広く意見を求め改善につなげます。

2. 法人のミッション（使命）と行動指針

- ・社会福祉法人悠遊の事業・運営の担い手である私たち職員は、法人の理念を実現するために、以下のミッション（使命）と行動指針を確認し、業務を遂行します。

<ミッション（使命）>

私たちは社会福祉法人悠遊に関わる全ての人が尊厳を持って生活することを支援します。

<行動指針>

私たちは全てのの人に敬意と感謝の気持ちを持って業務を遂行します。

- ・悠遊で働く全ての職員が、社会から託された仕事であることの自負を持つと共に、他者の人権や人生に直接関与することへの自覚と高度な職業倫理を持って仕事に取り組みます。また、介護の仕事は、人間関係労働であり、AI やロボットにその全てを置き換えることはできません。一人ひとりの職員が「ディーセントワーク（働きがいがある人間らしい仕事）」に取り組んでいることの誇りを持ち、他者を大切にしたい思い・行動が隔々にまで行き渡るような組織文化づくりを目指します。
- ・事業を安定的に継続するためにも職場環境づくりが重要です。この法人に集う職員は経歴・キャリア、家族構成、趣味嗜好、思想信条、障がいの有無をはじめ多様な人たちで構成されていますが、この法人での仕事を通して、「人や社会に貢献したい」「少しでもレベルアップしたい」という思いは一致していると思います。互いの違いを認めつつ、批判・排除、ハラスメントという負のベクトルではなく褒め合う・励まし合う・高め合うことによって、関係者全員が元気になる組織を目指します。

3. 法人の目的

- ・社会福祉法人悠遊の定款に基づき、利用者の意向を尊重して、多様な福祉サービスを総合的に提供されるよう創意工夫を図ります。利用者が個人の尊厳を保持しつつ、住み慣れた地域において自立した生活を営むことができるよう支援することを目的として、西東京市、世田谷区、中野区において次の社会福祉事業を行い、地域包括ケアシステムの推進を図ります。

（1）第二種社会福祉事業

- ①老人デイサービスセンターの経営：デイサービスいずみ、デイサービス悠花
- ②老人居宅介護等事業の経営：訪問サービスいずみ、24 時間ホームケアえごた、訪問サービスえごた、夜間ホームケアえごた
- ③認知症対応型老人共同生活援助事業の経営：グループホームいずみ、グループホームちとせ、グループホームえごた
- ④障害福祉サービス事業の経営：訪問サービスいずみ、訪問サービスえごた
- ⑤小規模多機能居宅介護事業の経営：小規模多機能ホームみんなんち、小規模多機能ホームえごたの家

（2）社会福祉法第 26 条の規程に基づく公益を目的とする事業

- ①居宅介護支援事業：支援サービスいずみ、支援サービスちとせ

②地域包括支援センターの経営：泉町地域包括支援センター（受託事業）

（３）社会福祉法第 26 条の規定に基づく収益を目的とする事業

①不動産賃貸業

②駐車場業

Ⅱ. 2023 年度事業活動・運営方針

1. 経営基盤の確立に向けた事業収支の改善

- ・通所介護、訪問介護、認知症対応型共同生活介護の 5 つの事業所を柱として、これまで事業的に苦戦している小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、職員体制の安定化をもとに、広報・周知活動を切れ目なく展開することによって、利用登録の拡大を図ります。
- ・2023 年度は、法人合計で事業活動収入計 8 億 3 万円、事業活動支出計を 7 億 7,590 万円。事業活動資金収支差額合計 2,413 万円、当期資金収支差額合計 1,475 万円を計画します。
- ・各事業所の利用計画、数値計画を次の通りとします。

	法人合計	西東京拠点合計	世田谷拠点合計	中野拠点合計		
事業活動収入計	800,027,873	373,620,220	209,323,319	217,084,334		
事業活動支出計	775,902,042	360,861,042	202,440,000	212,601,000		
事業活動資金収支差額	24,125,831	12,759,178	6,883,319	4,483,334		
当期資金収支差額合計	14,745,878	21,342,775	-3,452,504	-3,144,393		
	西東京拠点合計	デイサービスいずみ	訪問サービスいずみ	支援サービスいずみ	グループホームいずみ	
事業活動収入計	373,620,220	86,847,513	56,236,000	41,306,000	104,825,018	
事業活動支出計	360,861,042	80,174,000	45,707,000	34,389,000	96,028,996	
事業活動資金収支差額	12,759,178	6,673,513	10,529,000	6,917,000	8,796,022	
当期資金収支差額合計	21,342,775	2,312,188	8,498,633	5,173,851	2,712,856	
		デイサービス悠花	泉町地域包括支援センター	法人本部		
事業活動収入計		36,278,121	40,627,268	7,500,300		
事業活動支出計		32,802,706	38,506,340	33,253,000		
事業活動資金収支差額		3,475,415	2,120,928	-25,752,700		
当期資金収支差額合計		2,162,473	482,779	-5		
	世田谷拠点合計	グループホームちとせ	小規模多機能ホームあなほ	支援サービスちとせ		
事業活動収入計	209,323,319	104,250,839	85,436,480	19,636,000		
事業活動支出計	202,440,000	98,549,500	86,041,000	17,849,500		
事業活動資金収支差額	6,883,319	5,701,339	-604,520	1,786,500		
当期資金収支差額合計	-3,452,504	321,220	-4,660,149	886,425		
	中野拠点	グループホームえごた	小規模多機能ホームえごた	24時間ホームケアえごた	訪問サービスえごた	夜間ホームケアえごた
事業活動収入計	217,084,334	95,564,210	76,836,997	37,870,179	0	6,812,948
事業活動支出計	212,601,000	100,461,000	72,848,000	37,860,000	217,000	1,215,000
事業活動資金収支差額	4,483,334	-4,896,790	3,988,997	10,179	-217,000	5,597,948
当期資金収支差額合計	-3,144,393	-8,072,007	998,780	-1,417,114	-240,000	5,585,948

- ・2023 年 4 月 1 日付けで、管理監督者として、「拠点長」を新たに配置し、「職員のマネジメント」「事業所運営のマネジメント」「経営収支マネジメント」を基本的な役割としますが、まずは月 2 回の経営会議の参加と理事会への事務局として参加し、理事長、統括責任者、統括次長と連携し

て事業運営をすすめます。本来なら3つの拠点に配置すべきところ、まずは西東京拠点での配置より開始します。

- ・拠点内での事業所間兼任体制を推進し、拠点間の人事異動を積極的にすすめ、職員のさらなるスキルアップと人材育成と共に、人件費率の適正化につなげます。
- ・各事業所・本部において、各事業所別の経費削減目標に基づき、備品管理の徹底、水道光熱費の節減をすべての職員が意識的に取り組みます。既存の業務の振り返りを行い、業務効率向上と残業削減に向けた業務改善を討議・実行します。
- ・資金調達に向けて、ホームページで広く寄付呼びかけを行います。
- ・月次決算書を作成し、管理者会議にて四半期毎に点検を行い、事業所単位・拠点単位・法人全体の経営状況を把握し、事業計画の達成に向けた分析と対策検討をすすめます。
- ・生活クラブ生協を設立母体とする「社会福祉法人生活クラブ」「社会福祉法人いきいき福祉会」との事業連携を含めた可能性について、生活クラブ生協の各単協及び生活クラブ連合会、生活クラブ共済連と共に検討をすすめます。

2. 「生活クラブ安心システム」の推進

- ・「生活クラブ安心システム」は、福祉や介護の事業者の基本姿勢を定め、事業所の利用者や地域市民に約束する福祉の方針で、生活クラブが母体となって設立した、社会福祉法人生活クラブ（千葉県）、社会福祉法人いきいき福祉会（神奈川県）と共に推進をめざしています。要介護者を含めた高齢者や地域のあらゆる人が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けられるよう、福祉事業者が積極的に関わり支援していくものとし、その安心システムには、要介護者を対象とした「安心ケアシステム」と、地域住民を対象にした「安心支援システム」との2つがあります。

（1）「生活クラブ安心ケアシステム」の推進

- ・利用者の尊厳を大切に、自立支援を目指す「生活クラブ10の基本ケア」を有しているというポテンシャルを、職員研修と実地での積み重ねを通して顕在化させます。なぜ、この方針を掲げたのかという原点に常に立ち返り、考え方を深く理解することと、その考えにもとづく介護技術向上をバランスよく推進することで、悠遊の職員としての総合的なスキルアップを図ります。
- ・そのためにも、法人主催の「介護技術リーダー研修」「新規採用者研修」に加え、各事業所におけるOJTと研修を組み合わせて進めます。その定着を図り、「1 換気を行う」から「10 ターミナルケアをする」までのケアを実践し、利用者・家族からの信頼獲得と地域に対する悠遊の訴求力向上につなげます。
- ・ICT活用を積極的に推進し、業務効率化の推進と共に利用者へのケア充実を図ります。特に、介護報酬算定・請求ソフトとして活用している「ほのぼの」の活用領域を増やします。また、2024年度より本格的にスタートするLIFE（科学的介護情報システム）の対応事業所をこれまでのデイサービス悠花、グループホームいずみ、グループホームちとせ、グループホームえごたにに加え、全事業所での取組みに広げ、自立支援・重度化防止の取組みとして、科学的に裏付けられた質の高いサービス提供が求められることに対応した体制づくりを進めます。

(2)「生活クラブ安心支援システム」の推進

①地域への情報発信

- ・悠遊が西東京市、世田谷区、中野区の3つの地域に根差し、事業を推進すると共に、地域の市民の皆さんにとって使い勝手の良い、当てになる存在であることを示していくためにも情報を発信していく必要があります。新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえてという前提が付きませんが、地域の福祉施設、保育園、市民団体、町会などとの関係性づくりを丁寧におすすめします。
- ・西東京拠点ではボランティアのみなさんの登録更新と共に活動再開を計画し、世田谷・中野両拠点においてはボランティアの募集を進めるために、活動メニューを整理した上で呼びかけを行います。
- ・西東京拠点ではデイサービスいずみフロアを活用して、認知症への理解を図ることを目的に（仮称）「認知症講座」を秋に開催します。
- ・過去3年開催を見送っている西東京「グループホームいずみ納涼祭」、「地域防災訓練 in 悠遊」、「生活クラブ・ケアセンター世田谷秋祭り」の再開を検討します。また、「安心ケアセンター・悠遊えごた」においても、地域の方々に身近に感じてもらえる機会としての祭り等の企画開催を検討します。
- ・「生活クラブ・ケアセンター世田谷」と「安心ケアセンター・悠遊えごた」では地域交流スペースがあることを強みに、新型コロナウイルス感染症の状況次第ですが、認知症カフェの開催の他、民生・児童委員の方とも連携を図り、地域のサークル・団体の利用の推進を通じたネットワークづくりをすすめます。
- ・また、日常的な情報発信としては、ホームページを有効に活用し、悠遊の強みとしての「生活クラブ10の基本ケア」の考え方と実践、生活クラブ生協の食材を使った食事の提供を柱とした情報をタイムリーに発信する他、SNS（Instagram）開設による多角的な情報発信にも取り組みます。

②関係団体との連携によるネットワークづくり

1) 生活クラブ運動グループとの連携

- ・生活クラブ生協との連携をさらに強化し、「ローカルSDGs（地域循環共生圏）」の実現に参加します。
- ・生活クラブ生協の東京及び各ブロック単協で構成する「生活クラブ×悠遊・ローカルSDGs推進委員会」に参加することでの連携強化をはかり、組合員向けの介護・福祉関連学習会の開催や情報発信を積極的に進め、社会福祉法人悠遊の認知度を高め、共感を広げる活動を展開します。そのことを通して、利用登録拡大や職員採用にもつなげます。
- ・西東京・世田谷・中野のそれぞれの地域協議会、各ブロックの生活クラブ運動グループ代表者会議、拡大福祉事業推進会議、福祉事業連携部会への参加を通して、生活クラブ運動グループとの連携水準を高め、生活クラブ安心支援システム構築に向けた検討を進めます。
- ・生活クラブ運動グループ・インクルーシブ事業連合に参加し、「市民による市民のための安心ネットワーク構想」の実現をめざします。
- ・福祉事業連携部会への参加を通して、社会福祉法人生活クラブ、社会福祉法人いきいき福祉会、

生活クラブ共済連との連携を図ります。

2) 西東京市社会福祉法人連絡会

- ・西東京市社会福祉法人連絡会は 2016 年 12 月に設立し、西東京市内の事業種別を越えた 23 の社会福祉法人が集い、地域福祉の課題解決をめざしています。引き続き、他の法人との連携を図りつつ、社会福祉法人による地域貢献のしくみの一躍を担います。
- ・同連絡会主催で例年 7 月と 1 月に開催している「フードドライブ」（家庭に眠っている食品を持ち寄り、「子ども食堂」や「中学校放課後カフェ」の他、食の支援が必要な方に寄付し、食材として有効活用するしくみ）に参加し、地域貢献活動をすすめます。

3) 各行政区内事業者連絡会への積極的な参加

- ・西東京・世田谷・中野のそれぞれの行政区において設置されている事業者連絡会に積極的に参加し、同じ行政区内の事業者との情報交換を行い、協力関係を形成します。

4) 全国地域包括ケアシステム連絡会

- ・全国地域包括ケアシステム連絡会（事務局：社会福祉法人協同福祉会）に年 2 回の定期的な会合を中心に引き続き参加します。地域包括ケアシステムの推進に向けた各法人の先進的な取組みについて情報交換し、悠遊での展開にいかします。

5) 「企業組合ワーカーズ・コレクティブ結女」との連携

- ・デイサービスいずみ、デイサービス悠花、グループホームいずみへの食事の提供を委託している、企業組合ワーカーズ・コレクティブ結女との連携を図り、ご利用者に提供される食事のあり方について定期的に協議すると共に、西東京市内での地域福祉の担い手としての協力関係を築きます。

6) 「悠遊をささえる会との連携

- ・後援会組織の「社会福祉法人悠遊をささえる会」と連携し、会員拡大や企画実施にあたっての協力をすすめます。

3. 組織運営

(1) 人材確保・人材育成

- ・職員の採用と適正な配置と共に、永く働き続けられる職場づくりを進めます。年間離職率目標 18%内をめざし、特に 1 年以内の短期退職者を減らします。2023 年 3 月より開始した「サンキューカード」を活用し、互いに評価する言葉や前向きな言葉を事業所内で行き交う雰囲気を作り出し、心地のよい関係性づくりに取り組みます。
- ・同一拠点内事業所の兼任のしくみを一般化し、異なる事業種別を経験することを通じた職員のスキルアップ、ステップアップにつなげます。
- ・「TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言」の更新年となります。同宣言をアピールの道具として活用できるよう更新対応をすすめます。

①新卒採用

- ・2024 年春入職に向けて、各大学や専門学校、高校に働きかけ 1～2 名の新卒採用を計画します。

②中途採用

- ・適正な人員配置を達成するために、必要に応じた採用を順次進めます。

- ・人材紹介会社の活用等採用経費の圧縮に向けて、ハローワークや無料求人サイトの効果的な活用の他、リファラル採用（職員の縁故・紹介）を推進します。
- ・2022年に引き続き、東京都が「東京都社会福祉協議会（東京都福祉人材センター）」に委託し、職場体験・資格取得支援・就職相談・あっせん等を一貫して展開する事業「介護職員就業促進事業」に応募します。事業所限定（小規模多機能ホームみんなんち、小規模多機能ホームえごたの家）で2名を上限に非常勤職員（無資格者可）を採用します。最大6か月の有期雇用契約（期間終了後の継続雇用も可能）期間内に、介護職員初任者研修等（既に初任者研修修了者は介護職員実務者研修）を受講してもらいます。雇用期間中の賃金・研修受講費用・求人費用等、事業実施にかかる費用の一部は東京都からの委託料となります。また、「職場体験事業・介護職員資格取得支援事業」にも応募し、「デイサービスいずみ」「訪問サービスいずみ」「グループホームいずみ」「デイサービス悠花」「グループホームちとせ」「グループホームえごた」での体験者受け入れを行います。

③障害者雇用の推進

- ・障害者雇用促進法、障害者差別解消法に基づき、障がい者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務があります。現在在籍している4名の雇用を継続して進め、法定雇用率2.3%以上をめざします。

④研修の実施

- ・入職した職員を早期に事業所の主体に転換できるような働きかけとしての教育体制を整備します。
- ・入職後は定期的なフォロー面談の他、職員研修の体系化による採用者研修、年次研修、事業所交換研修、法定研修のメニュー統一化などを整備し、実行します。
- ・入職後の研修として、「法人採用者研修」「フォローアップ研修」を開催し、人材育成を図ります。法人採用者研修は年4回（4月・7月・10月・1月）実施し、社会福祉法人悠遊の組織・理念などの基本的理解、仕事のモチベーション向上を図ります。また、その半年後をめどに「フォローアップ研修」を年4回（5月・8月・11月・2月）実施し、グループワークを交えながら、業務の振り返りとモチベーション向上、法人理念の具現化、コミュニケーションスキルの向上を図ります。
- ・顧問社会保険労務士を講師に「ステップアップ研修」として、各事業所からの選抜職員対象に5回の連続（5～9月の月1回：オンラインで1時間30分）で開催し、職場における次期リーダー育成につなげます。
- ・「生活クラブ10の基本ケア」を柱とするケアの実践に向けて、「介護技術リーダー研修」を6月～11月の計5回（8月を除く10～15時）開催します。各事業所1名～2名を選抜し、「生活クラブ10の基本ケア」を習得し教える主体を拡大します。研修では事業所に戻ってからの展開の仕方についても議論し、実践できるように組み立てます。
- ・「介護プロフェッショナル段位制度」の推進に向け、アセッサー講習の受講を推進すると共に、レベル認定者の輩出に取り組みます。
- ・また、東京都社会福祉協議会が行う研修を活用し、職務経歴等に応じて年次別研修、階層別研修等、指名して参加します。東京都認知症介護研修は、無資格者については基礎研修の受講を早期に進め、実践者研修も2年以上の認知症ケアの実務経験を有する未受講者に順次受講を働きか

け、レベルアップを図ります。管理者についても、認知症介護実践リーダー研修や、その他組織マネジメントを学ぶ研修に参加します。

- ・事業所必須の法定研修については、「介護職員向け研修素材集」を活用し、各事業所で年間計画に基づき進めます。

⑤積極的な人事ローテーションによる能力開発と職場の活性化推進

- ・キャリアアップシート（介護現場での仕事、相談職の仕事、マネジメント分野での仕事の意向確認、事業所兼任の希望、新たな資格取得希望の集約）の活用（12月に配布・回収）と面談により、拠点間人事異動、拠点内事業所間の人事異動や兼任体制を積極的に推進し、事業所の活性化と新たな人材育成につなげます。

⑥人事考課のしくみの活用

- ・人事考課制度に基づき対応します。面談を重視し、結果をきちんとフィードバックすることによる評価の見える化と納得度の向上を図り、人材育成、仕事へのモチベーション向上につなげます。

（2）労務管理

①すべてのハラスメントの根絶

- ・日常的に職員同士のコミュニケーションを円滑に行い、互いに高め合う関係性をつくりあげることを目指します。
- ・パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、マタニティーハラスメントなど、他者の人格を棄損する行為は一切認めません。相談窓口があることを随時広報し、万が一事由が発生した場合は、顧問社会保険労務士や顧問弁護士への相談を含め厳正に対処します。
- ・利用者及びその家族によるハラスメント（理不尽な要求、暴言、セクシャルハラスメント、暴力など）の発生抑制に向けて利用契約書へ明記して予め確認することはもちろんのこと、事案発生した場合には保険者や顧問弁護士など関係者を交えて問題解決をはかります。

②職員の精神的・肉体的ケア・サポート体制

- ・毎月の安全衛生委員会にて職員の労働時間の状況を共有し、産業医のアドバイスを仰ぎつつ対応をすすめます。
- ・定例の健康診断やメンタルヘルス診断後の結果や、精神的・肉体的な不調を抱え、就労に影響が生じる可能性がある場合は産業医面談など必要なサポートを実施します。

（3）法令遵守

- ・介護保険制度において、サービス提供事業者に求められている重要なことは、利用者に対する適切なサービス提供と共に、制度の健全な運営と国民からの信頼を確保するための法令遵守です。
- ・毎年度実施される「介護サービス情報の公表に係る報告・調査・情報公表計画」に対応します。事業所の課題を明確にして改善につなげます。
- ・「福祉サービス第三者評価」については、西東京では訪問サービスいずみ、デイサービス悠花の2事業所、世田谷では、支援サービスちとせ、中野ではグループホームえごた、小規模多機能ホームえごたの家、24時間ホームケアえごたの3事業所での実施を計画し、利用者アンケートによる評価、職員アンケートによる評価を自己評価と比較検討し、事業所内で共有し、業務改善につな

げます。また、2022 年度に受審した、デイサービスいずみ、グループホームいずみ、グループホームちとせ、グループホームえごたは課題として指摘された事項の改善に取り組みます。

- ・小規模多機能ホームみんなんち、小規模多機能ホームえごたの家、24 時間ホームケアえごたについては、それぞれ運営推進会議や介護・医療連携推進会議におけるサービス評価を実施します。
- ・権利擁護・虐待の防止は、サービスを提供する事業者、職員にとって非常に重要な事項です。事業所別の「虐待防止指針」を整備します。法人採用者研修や、各事業所での研修、東京都主催の「人権研修」への参加などを通して、虐待について繰り返し学習することにより、直接的・間接的虐待とそのメカニズムを深く理解し、職員相互が「職員行動基準」に基づきサービスを提供していくことが必要です。また、施設内、サービス提供中の虐待に限らず、利用者周辺の人的環境に配慮する必要があります。そのためにも、職員同士の気づきを大切にし、様々な情報共有を図ります。
- ・高い水準のコンプライアンス体制に基づく法人運営を推進します。2023 年度は理事会改選期となります。引き続き、業務執行機関である「理事会」、法人の意思決定機関である「評議員会」の運営は法令を遵守し、誠実な事業運営を図ります。

（４）危機管理対策

①介護事故防止及び不測時の対応

- ・サービス提供時の介護事故をゼロにすることは非常に困難ですが、そのリスクを低減させる対策は必要です。当法人においては、事故のトップスリーが、転倒・転落、服薬関連、けがという傾向が固定しています。事故の未然防止のためにも、日常のケアにおけるヒヤリ・ハットの共有が大切です。記録の積み上げ、早い段階での情報共有により、事故につながる芽を発見し未然に防止します。また、利用者・入居者の機能低下に対しては、専門職としてケア水準を高めることで、事故につながる要因を察知し、最大限対応できるよう職員同士の連携を強化します。服薬関連の事故については、飲み忘れや飲みすぎなど場合によっては利用者の生命に関わる事案の根絶に向けて、申し送り・記録などを通じた確実な対応を行います。
- ・年 2 回開催する「事故対策・苦情処理第三者委員会」において、直近の半期の事故・苦情を分析・共有し、重大事故の防止に向けた対策を検討します。
- ・万が一、事故が発生した場合には、即時の対策と再発防止を日時で処理し、情報共有を図ることが重要です。また、事故発生後の初期対応次第では、その後の苦情に発展する可能性もあります。相互の報告・連絡・相談を密に行い、職員間、部署間の丁寧な対応が必要です。また苦情処理については、その情報を事業所に留めず、法人全体並びに事故対応・苦情処理第三者委員にも的確な情報を提供し、適切な対応を行います。さらに法令上定められた手続きに従い、行政への報告を遵守します。

②事業継続計画（BCP）

- ・感染症や大規模災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供できる体制を構築し、いざという時に職員全員が行動できるために事業継続計画（BCP）が重要です。2021 年度に一旦作成した計画を磨き直し、通所型、入居型、訪問型、居宅介護支援・包括型の感染症対策編、大規模災害対策編を整理します。その上で、各事業所単位で BCP 委員会の

設置・開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）を行います。

- ・消防法上で定められた総合防災訓練については3つの拠点で年2回実施（11月と3月）します。その内、1回を「小規模社会福祉施設防火実務講習会」とし、夜間対応を想定した訓練を行います。また、各事業所においては毎月決まった日程で地震想定、火災想定避難訓練等を実施します。

（5）広報力・拡散力の強化

- ・ホームページについては、就業検討者、サービス利用検討者の目線を意識し、鮮度の高いタイムリーな情報発信をすすめます。トップページの「お知らせ」とリンクした事業所別情報の更新頻度を高めます。また、今後のリニューアルに向けた構想（予算枠を含む）を検討します。
- ・法人としての Instagram など SNS 開設による情報発信のしくみも充実させます。

以上

2023 年度 デイサービスいずみ 事業計画

デイサービスいずみ

センター長 坂上幸一郎

【事業目的】

1. ご利用者の意思及び人格を尊重し、高齢者が在宅で自分らしく生き生きとした生活を送ることができるよう、サービスの提供を行います。
2. 通所介護計画に基づき、利用者の自立を促すことができるサービスの提供を行います。
3. 在宅介護を継続することができるよう、介護者を支えるための援助を行います。
4. ご利用者の生活の幅が広がるように、地域と連携して支援していきます。
5. 人に優しい物品を使用し、環境に配慮した活動を取り組めます。

【事業計画への取り組み】

- ① 介護報酬改定に向けた人員配置や事業継続の効率化を全職員の共有課題として、課題解決に向けて取り組みます。
- ② デイサービスいずみとデイサービス悠花における事業所間での兼務体制の実現に向け取り組みます。
- ③ 障害や認知症の重度・軽度に関わらず、利用希望される方、介護予防・総合事業対象の方、すべての方を対象にサービスの提供を行ないます。『生活クラブ 10 の基本ケア』の視点を持って自立心・意欲の回復ができるご利用者主体のサービス作りをしていきます。
コロナウイルス感染拡大の状況把握しながら活動内容を見直し、職員によるレクリエーションや運動プログラム（集団体操）に積極的に取り組むことを通じてご利用者の日常的な運動の機会定着を目指します。
- ④ 効率よい業務の流れを見直し稼働率を上げられる体制作りへの取り組みとして、専門職の多様な働き方に取り組みます。看護職員による介護分野での稼働の実現に向けて、日々の OJT を通じて新たな人材育成の取組みを実施します。また、リーダー業務担当層の拡充にも各職員が多様な業務形態を実践できることを目的に取り組みます。入浴の稼働率の充実に向けた午後入浴の実施についての具体的な稼働に取り組みます。1 日の中での職員配置の見直しを行い様々な雇用形態の職員が安心して働ける出来る職場を目指します。
- ⑤ より質の高いサービスの提供が出来るよう、知識・技術の向上に取り組みます。事業所内部研修については Zoom や配信での研修を活用した参加を推進します。
- ⑥ 住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、特に認知症ケアの向上を目指します。コロナ禍における地域交流や実習生の受け入れは、新型コロナウイルス感染症による状況を把握しながら可能な限り行っていきます。
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症の状況に注視すると共に、基本的感染症予防対策を講じ段階的にボランティア活動の機会の創設に取り組むことにより、地域との連携の強化を図ります。あわせて、様々な課題を抱えるご家族様に対する支援として家族交流会の開催と共に開催後の継続的な連携に取り組みます。
- ⑧ ボランティア受け入れ再開に向けた具体的な取り組みとして、早期のボランティア登録を開始しながら受け入れ再開時にスムーズな再開ができるよう計画しています。
- ⑨ タブレットを用いた記録や帳票作成を進めることで、職員間の情報共有および業務の効率化に取

り組みます。

【事業計画数値】

- ・ デイサービスいずみ：利用人数日時：24.8 名
- ・ 事業活動収入計：86,847 千円
- ・ 事業活動支出計：80,174 千円
- ・ 事業活動資金収支差額：6,673 千円
- ・ 当期資金収支差額合計：2,312 千円

【会議計画】

会議 委員会名	開催日	目的・役割	メンバー
職員会議	・ 月 1 回 第 3 土曜日 ・ その他随時	・ 事業所全体の事業運営のための必要事項の確認。 各委員会・役割分担等の報告。サービス等につ いての検討、各研修の実施を行い、サービスの質の 向上を図る。	全職員（運転 手・外介職員 を除く）
防災対策 委員会	・ 年 4 回（6・ 9・12・3 月） ・ その他、随時	・ 毎月 1 日に避難訓練を行い実施状況の確認・点検 を行う。センター内の火災予防上の点検・検査実 施状況の確認・検討を行う。	センター長・ 担当職員
危機管理 委員会	・ 毎月 1 回 ・ その他、随時	・ 事故報告書・ヒヤリハットをもとに事故発生の方 策と防止案を検討・提案を行う。 ・ ご利用者の安全対策・人権に関わることについて 確認・検討を行う。 ・ ご利用者・ご家族・地域等からの苦情・意見に対 する対応と進捗状況の確認をし、防止策の検討を 行う。	センター長・ 常勤職員
教育研修・ ケア向上委 員会（マニ ュアル会 議）	・ 年 4 回（4・ 7・10・1 月） ・ その他、随時	・ 新規採用職員の研修を行う。 ・ 集団研修の計画を立て実施する。 ・ ご利用者のニーズを把握し、必要なケア・サー ビスを提案する。 ・ 職員会議でのグループディスカッションを計画・ 実施する。 ・ マニュアルの点検・修正を行う。	センター長・ 担当職員
環境整備 委員会	・ 年 4 回（5・ 8・11・2 月）	・ デイ内外の環境整備・点検を行う。 ・ 環境美化に関しての啓蒙活動を行う。 ・ 季節感のある環境づくりを行う。	担当職員
常勤会議	・ 毎月 1 回（危機 管理委員会と同時 開催）	・ 次月の受入れ調整・利用者情報の確認。安定した 利用人数の確保が出来るようにする。 ・ 各委員会・役割分担等の進捗状況の確認。	常勤職員

Ns 会議	・ 年 3 回	・ Ns 業務の確認。ご利用者の健康管理に関する情報の確認をおこなう。 ・ 医療知識についてのミニ研修を職員会議で実施する。	センター長・ 看護師
食事会議	・ 毎月第 2 火曜日	・ 昼食・おやつに関して結女と調整を行う。	センター長・ 担当職員
送迎運行者 会議	年 2 回・必要時	・ 運行业務についての確認を行う。 ・ 情報交換を行い、各コースの点検を行う。	センター長・ 送迎担当・運 転手

【委員会計画】

各行事担当者 会議	必要時	・ 各行事についての調整。職員会議への提案事項を検討。	各行事担当者
各役割分担会議	必要時	・ 各役割についての調整。職員会議への提案事項を検討。	各役割担当者
各クラブ 分担会議	必要時	・ 各クラブについての調整。職員会議への提案事項を検討。	各クラブ担当 者

【研修計画】

下記の研修を職員会議で実施していきます。研修によっては法人での合同研修を企画していきます。下記の研修以外に各職員に応じた外部研修を計画していきます。

- * 認知症に関する研修
- * 接遇・マナー研修
- * プライバシー保護に関する研修
- * 虐待防止・身体拘束排除に関する研修
- * 倫理及び法令順守に関する研修
- * 事故発生予防・再発防止等、安全対策に関する研修
- * 緊急時対応に関する研修
- * 非常災害時の対応に関する研修
- * 感染症及び食中毒の発生予防および蔓延の防止に関する研修
- * 介護予防に関する研修
- * 疾病等に関する研修
- * 東京都認知症介護基礎研修・実践者研修

【年間行事計画】

月	内容	月	内容
4 月	お花見（3 月末より）	10 月	
5 月	端午の節句	11 月	菊花展
6 月		12 月	クリスマス
7 月	七夕	1 月	お正月 初詣
8 月		2 月	節分
9 月	お月見・敬老会	3 月	ひな祭り

- * 毎月、避難訓練（火災・地震）を実施。
- * 毎月、誕生会を実施。
- * 年間を通してご利用者の意見を取り入れて企画を計画・実施。
- * 保育園交流・小・中学校との交流を実施。
- * 家族交流会を実施（回数については未定）。
- * ボランティア交流会を年 1 回実施（法人開催と合同）。

【その他の計画】

* 実習受け入れ計画 *

次世代の福祉を担う人材の育成・介護知識の啓発・地域貢献のため、各実習生の受け入れを行います。

- ① 生活クラブインターンシップ
- ② 教員免許取得者社会福祉施設介護体験
- ③ 市内中学校職場体験
- ④ 介護職場体験
- ⑤ その他、実習・体験の受け入れがあった場合は、事前に予定している実習等の日程と調整を行いながら可能な限り受け入れをしていく。
- ⑥ 東京都介護職員就業促進事業

【事業目的】

- ① 訪問サービスいずみは、住み慣れた家で自分らしく安心して生活できるように援助するために、安全安心できるケアに努めます。
- ② 訪問サービスいずみは、利用者の立場に立った視点で「利用者本位」「自立支援」を基本としたケアを実行します。
- ③ そのために職員が専門性を高め、法人理念の実現を目指します。

【事業計画】

① 法令順守

- ・法令に基づく運営基準(介護保険、障害者総合支援法の理解と実践徹底に向けたサービスの提供体制を作ります。

② サービスの質の向上

- ・手順書徹底と訪問介護計画書の見直しの実施を行います。
- ・手順書と訪問介護計画書は全員が共有できるようにします。
- ・ヒヤリハット・トラブルクレームの意味と原因の再確認と再発防止策の策定を行います。

③ ヘルパーの質の向上

- ・研修計画の検討実施。
- ・各ヘルパーの評価を行い、必要に応じて個別研修を行ないます。

④ 職員の定着率 UP を行う。

- ・個々の職員の事情や意向をタイムリーに把握して働きやすい環境作りを行います。
- また、意向を叶える為、関係機関や利用者との調整も併せて行います。

⑤ 事業所における業務全般を常に見直し、整備します。

- ・サービス提供責任者、ヘルパーと各自がその役割の中でそれぞれが責任を持って仕事ができる体制作りを進めます。(各サービス提供責任者の特性も考慮した業務分担を行います。)
- ・管理者の役割(関係機関、関係者との信頼構築に努め、ヘルパーの獲得に尽力する事)
- ・サービス提供責任者の役割(各サービス提供責任者が利用者理解を深めます。)
- ・ヘルパーの役割(「生活クラブ 10 のケア」の理解と在宅での実践機会を増やし少しでも自身のスキルアップを行います。)
- ・朝の朝礼後に出勤者のみでミーティングを行い勤務確認・情報の共有を行います。

⑥ 新規ヘルパーの取得

- ・新規ヘルパーの取得を目指します。
- ・チラシの作成、チラシ配りを行います。
- ・西東京市くらしヘルパー研修の事業説明会に参加しヘルパー確保に努めます。
- ・働きたいと思える環境を作り、ヘルパーが紹介したいと思える職場を目指します。
- ・「職場体験事業」に応募・登録しヘルパーの取得に努めます。

【事業計画（数値計画）】

① 訪問いずみ:2023 年度月間訪問時間数 895 時間

- ・事業活動収入計：56,236 千円
- ・事業活動支出計：45,707 千円
- ・事業活動資金収支差額：10,529 千円
- ・当期資金収支差額合計：8,499 千円

【会議計画】

① 常勤職員による会議(サ責ミーティング)を原則月に 1 回行ないます。(必要に応じて増回数)

【研修計画】

各研修時に在宅で行える「生活クラブ 10 の基本ケア」の内容を盛り込んでいきます。

月に 1 回全員参加の研修、年に 1 回個別の研修を実施します。

コロナ感染の予防を第一に考え、必要であれば集まらずに資料配布・動画で対応します。

月 1 回のヘルパー研修年間予定

4 月	今年度方針についての研修
5 月	接遇に関する研修
6 月	認知症についての研修
7 月	介護技術に関する研修
8 月	感染症に関しての研修
9 月	プライバシー保護に関しての研修
10 月	事故の発生時に関しての研修
11 月	緊急時対応についての研修
12 月	介護技術に関しての研修
1 月	倫理・法令厳守に関しての研修
2 月	虐待に関しての研修
3 月	まとめ 反省会

□個別研修年間予定（令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月）

面接の結果で内容を決めていきます。

① 身体介護研修（8 名）

4 月 2 名 6 月 2 名 8 月 2 名 10 月 2 名 12 月 2 名 2 月 1 名

② 記録の書き方研修（6 名）

4 月 1 名 6 月 1 名 8 月 1 名 10 月 1 名 12 月 1 名 2 月 1 名

③ 倫理・法令研修（6 名）

5 月 1 名 7 月 1 名 9 月 1 名 11 月 1 名 1 月 1 名 3 月 1 名

④ 緊急時対応研修（6 名）

5 月 1 名 7 月 1 名 9 月 1 名 11 月 1 名 1 月 1 名 3 月 1 名

全ヘルパー 26 名 ヘルパー自身が不得意と感じる研修を受けてもらいます。

以上

【事業目的】

介護保険法の理念に基づいた居宅介護支援のサービスを通して

- ① 住みなれた地域・在宅でのその人らしい生き活きとした生活の実現を目指します。
- ② 行政・医療・施設・居宅サービス事業者・地域包括支援センター・地域の資源を活用した、「自立支援」「地域」「生活クラブ 10 の基本ケア」の視点に立ったサービスを提供します。
- ③ 本人・家族の想いの実現を支援します。

【事業計画（方針）】（事業方針）

- ① ご利用者・家族のニーズを的確にとらえ、自立支援、重度化防止、生活の継続性の視点を持ち、特定事業所として質の高いケアマネジメントを提供します。
 - ・地域包括ケア、生活クラブ 10 の基本ケアの視点を持ち、見つかった地域課題については地域包括支援センターと連携し、地域ケア会議開催を通して解決を目指します。
 - ・感染症感染予防とご利用者の機能維持、社会性確保の視点を持ったケアマネジメントを提供します。
- ② 法令を遵守し、個人情報保護に留意した情報提供及び情報開示、並びに説明責任を果たします。
 - ・サービスの提供にあたっては計画について十分な説明を行い、ご利用者の理解と同意を得ていきます。
 - ・法令・個人情報保護に関する研修の実施、マニュアルを整備し、職員の意識を高めます。
- ③ 地域から信頼され、選択される取り組みを行います。
 - ・事業所内で相互に点検を行い、業務内容を確認しあう事で、適切なプロセスに沿っているか確認する機会を作ります。
 - ・専門研修・事業所内研修への参加及び自己研鑽を行う事により、各々の専門性を高めます。
 - ・職員会議（1/月）・ミーティング（1/週）、他法人、地域包括支援センターと共同の事例検討会（2/年）を実施し、情報の共有化・スキルの向上を図ります。
- ④ 地域包括ケアの視点に基づいたサービスを提供します。
 - ・居宅介護支援事業者分科会・圏域別事例検討会・ケアマネージャー交流会への参加、地域包括センターとの連携を通じて地域の情報収集に努めます。
 - ・地域の活動への参加、地域の資源を活用する中で、不足している地域資源の発見に努めます。
- ⑤ ご利用者が安心できる環境を作ります。
 - ・法人内他事業所との連携を密に図ります。連携にあたってはメール等デジタルツールを活用し、お互いの負担を軽減します。
 - ・法人外事業所の情報を収集・共有し、適切な事業所選択を支援します。
- ⑥ 生活における食を大切にします。
 - ・疾病・生活スタイルに合わせた食事が取れるようサービスを調整します。
 - ・いつまでもおいしく食べ続ける事が出来るよう、口腔機能の維持・向上に努めます。
- ⑦ 相談の専門職集団としての力を法人に還元し、法人理念の実現を目指します。

- ・法人内研修での講師を担います。
- ・感染症感染防止対策と法人への還元の両立が出来る方法を模索し、環境整備を進め、各事業所への展開を提案します。

⑧ 働きやすく、働き続けられる職場づくり

- ・事業所内の業務を見直し、効率化を図ります。
- ・書類、業務を統合し業務負担を軽減します。ケアプランデータ連携システムに登録し、ケアプラン発送、提供票発送、実績入力にかかる時間を削減し、時間外労働を減らします。
- ・ハラスメントを許さない事はもちろん、権利として認められている休暇、休業の取得を奨励します。また、事業所内で助け合える関係をつくり、お互いにフォローしあえる職場を作ります。
- ・職員が安心して働き続けられる職場を、ここで働く職員と共に作ります。

【事業計画（数値目標）】

① 月間請求ケアプラン数：介護プラン 192 件+委託プラン 24 件

- ・各ケアマネジャーの目標担当件数を決め、責任を持って担当します。
- ・事業活動収入計：41,306 千円
- ・事業活動支出計：34,389 千円
- ・事業活動資金収支差額：6,917 千円
- ・当期資金収支差額合計：5,174 千円

【会議計画】

① 職員会議：1/月 ミーティング：1/週 の頻度で開催します。

- ・法令に関する情報の周知、地域・事業所・ご利用者情報の共有、ケアマネジメントの質の向上を目的として開催します。

② 事業所内事例検討会：2/年

- ・実際のケースを通じて相談技術の共有、ケアマネジャーとしての専門性の向上を図ります。

【委員会計画】

① ケース検討委員会：1/週 ケアプラン内容の検討、困難ケースの検討

② 苦情対応委員会：1/2 月 寄せられた苦情に対する対応と解決の進捗確認、防止策の検討

③ 環境整備委員会：1/2 月 事業所内外の環境整備・点検と必要物品の確認補充

【研修計画】

① 専門研修として基礎研修・更新研修に参加します。

- ・研修開催が予告された際には該当職員が参加します。
- ・介護支援専門員研修Ⅰ…塩田
- ・介護支援専門員研修Ⅱ…平田
- ・主任ケアマネ更新研修…溝口、田畑

② ケアプラン研修・アセスメントに関する研修、認知症理解に関する研修、相談技術に関する研修に参加します。

*頻度・対象については別紙「支援サービスいずみ 年間研修計画」を参照

【その他】

① パスレル保谷の一員としての活動

- ・ 1月の運営協議会に参加します。
- ・ パスレル祭りへ参加します。(10 月)
- ・ 主任ケアマネージャー研究協議会へ参加します。

以上

2023 年度 グループホームいずみ 事業計画

グループホームいずみ

ホーム長 木村圭子

【事業目的】

1. 介護保険法に基づき、地域密着型サービスとして認知症の高齢者が可能な限り自宅の近くで 24 時間、365 日、家庭的な環境の中で共同生活ができる。
2. 入居者の方々の尊厳を守り、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び生活リハビリを行う事により、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るような体制をつくる。
3. 地域福祉に必要な資源として、このサービスを必要とされる市民に空床をつくることなく円滑に事業を行う。
4. 地域住民との交流のもとで、地域の他の社会資源との連携を図り、よりよいまちづくりの為に発信基地となる。

【事業計画】

1. ご本人・ご家族・他事業者と情報を共有し、ご本人・ご家族が主体となるケアプランを作成し、ケアを実践していきます。そのために、毎月のモニタリング・定期的アセスメントで的確に入居者情報を把握し・プラン更新前のカンファレンスを計画的に実施します。直接の面談に限らず電話・メール・手紙など様々なツールを駆使し、ご家族・事業者と情報共有を図り対応していきます。
2. ケアプランの元、各入居者の QOL を保ち「その人らしさ」や「人間の尊厳」を守り、一人ひとりがその時に持っている力を発揮し続け、最期の時まで支えることを考えケアを行います。その実現のため、ご本人の『好みや望み』などの情報収集を徹底して行います。それにより得られた情報を職員・ご家族・他事業者と共有し、グループホームいずみとしてどうしたら実現できるかを考え、同じ方向性を持ってケアをし、入居者が生き生きと過ごすことが出来るようにしていきます。
3. 「生活クラブ 10 の基本ケア」の理解を深めるための取り組みを実施し、実際のケアの場面で「生活クラブ 10 の基本ケア」を意識したケアを実践し、サービスの質の向上を図ります。
4. 感染症対策を徹底しながら、季節を感じることが出来るような外出や活動を企画します。それにより、ご入居者の生活の幅を広げ、楽しみとほど良い刺激のある生活を送ることで認知機能を維持することが出来るようにしていきます。
5. 職員が当ホームの理念に基づき専門性を持って働ける体制を作ります。
 - ・ ユニット会議の充実を図り GH の方針の理解を深め、ケアの検討時には方針に立ち返り、実際のケアに活かしていきます。また、法令上定められた研修についてもこの会議運営で行います。
 - ・ 認知症ケアの専門性やグループホーム運営に必要な知識・技術を獲得するために集合研修や

個々の職員に必要とされる研修を実施し、職員の質の向上に努めます。

- ・ 職員個々のプラス面とマイナス面を認め合い、互いのことを尊重し、高め合うことで風通しの良い職員集団にします。
- ・ 介護プロフェッショナルキャリア段位制度を活用し、職員の知識の理解度・ケアの質の向上を図ります。

7. ご家族や地域との連携をはかり、入居者へのサービスをさらに広げるための協力体制を作ります。

- ・ 感染症対策を徹底したうえで家族会を開催し、ご家族との情報共有に努め連携をはかります。また、家族会以外でもご家族とご入居者を繋げ、ご家族に共に「支える人」であるとの意識を持ってもらうことが出来るよう工夫していきます。
- ・ 年6回グループホーム地域運営推進会議を開催し、事業者・ご入居者代表・ご家族代表・地域代表者・自治体職員・地域包括等のメンバーからのご意見を生かし、地域に開かれたホーム運営を目指します。
- ・ 地域の方々に向けて積極的に情報発信を行い、グループホームのことを知ってもらうための活動を実施します。
- ・ 地域の他団体（アスク保育園や養護施設太陽の家など）と繋がり続ける工夫をし、更に他の地域団体と繋がることの出来る方法を模索します。

8. ICT やシステムの活用により、記録や業務のスリム化を勧め職員の負担軽減を実現し、ケアに集中できる体制を作ります。

9. 法令を遵守するとともに、個人情報の保護に留意し、情報提供及び情報開示、並びに説明責任を果たします。また、利用者の人権擁護・自己実現の視点から身体拘束廃止、虐待防止、事故予防を重視します。

10. 法人内の内部監査及び福祉サービス第三者評価、介護サービス情報公開制度等により客観的な評価を受け、改善内容について積極的に取組み、サービスの質の向上に努めます。

【事業計画】

- ・ グループホームいずみ：年間平均稼働率 97.5%
- ・ 事業活動収入計：104,825 千円
- ・ 事業活動支出計：96,029 千円
- ・ 事業活動資金収支差額：8,796 千円
- ・ 当期資金収支差額合計：2,713 千円

【会議実施計画】

会議名	開催日	目的・役割	メンバー
常勤会議	開催：月 1 回 18:30～20:00	・ 各委員会・行事計画の進捗状況の確認・検討 ・ 各ユニットの課題の確認・検討	ホーム長、 常勤職員

ユニット会議	開催：月1回 18:30～20:00 (管理者会議後の 水曜日：さくら・木 曜日：ほほえみ)	・各行事・活動の検討・確認 ・各入居者のモニタリング・介護計画書の 検討・確認 ・入居者の日々のケアについての確認・検 討 ・ミニ研修の実施	各ユニット職員
運営推進会議	年6回(隔月) (4月・6月・8月・ 10月・12月・2月 の第4木曜日)	・グループホームの活動状況の報告(書面 配布にて対応)	家族代表・入居者 代表・地域住民・ 行政・包括支援セ ンター・市職員・ ホーム長

【委員会実施計画】

委員会名	開催日時	活動内容	構成メンバ ー
防災対策・環境 整備委員会	5月・11月	・活動計画作成と実施及び実施記録の作成。 ・夜間想定防災訓練 ・地域防災訓練 ・ホーム内防災訓練(毎月実施。消防署への訓練 予定の連絡・記録を作成) ・ホーム内環境の整備。物品の点検・整備。 ・外のごみ箱・物入れ・物置の定期的清掃 ・ホーム内の換気の徹底	防災管理者 担当職員
危機管理委員 会(安全対策委 員会・苦情解決 対応委員会)	6月・12月	・活動計画作成と実施。活動報告書作成 ・挙げられたヒヤリハットを集計・分析し、事故 を未然に防ぐための対策の提案 ・日々使用する器具の点検・整備 ・感染症対策の強化(職員のスキルアップ) ・感染症に対する職員自身の体調管理意識の向 上のための取り組みの実施	ホーム長 担当職員
ケア向上委員 会	年3回 (4月・10月、 3月)	・活動計画作成と実施。活動報告書作成。 ・各ケアの見直しを検討・提案 ・マニュアルの見直し・更新 ・ケア向上のための研修を企画・実施	ホーム長 常勤職員
地域ネットワ ーク及びボラ ンティア担当 委員会	年4回 (4月・7月・ 10月・1月)	・感染症対策をとった上で地域と連携できる活 動の検討・提案。	ホーム長 常勤職員

【研修実施計画】【新任・現任職員研実施計画（内部）】

開催月	研修内容	開催月	研修内容
4月	認知症・認知症ケア	10月	緊急時対応
5月	接遇・コミュニケーション 全体研修:記録・避難訓練・危険予知	11月	医療について 全体研修:認知症・認知症ケア
6月	食中毒予防・ノロウイルス対策	12月	感染症対策
7月	虐待・身体拘束予防 全体研修:看取り・ターミナルケア	1月	記録
8月	看取り・ターミナルケア	2月	認知症・認知症ケア
9月	非常災害時対応 全体研修:吐物処理・感染症対策	3月	プライバシー保護と法令遵守

* 事故発生予防・再発防止等については、毎月の職員介護の危機管理の項目で対応

* 外部研修は個別に指名研修として実施していく

【年間行事実施計画】

月	内容	月	内容
4月		10月	秋のお楽しみ企画
5月	春のお楽しみ企画	11月	市民文化祭・菊花展
6月		12月	クリスマス会
7月	七夕・流しそうめん	1月	初詣・新年会
8月	納涼祭（スイカ割り・花火）	2月	節分
9月	敬老会	3月	ひな祭り・梅鑑賞・花見

* ホーム内の防災訓練は毎月実施

以上

2023 年度 デイサービス悠花 事業計画

デイサービス悠花

センター長 今井仁美

【事業目的】

- ① 認知症であるご利用者が可能な限りその在宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持を図ることが出来るようなサービスの提供を行います。
- ② ご利用者一人ひとりの人格を尊重し、ご利用者がそれぞれの役割を持って生き生きと日常生活を営むことができるよう支援を行います。
- ③ ご利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることができるようなサービスの提供を行います。
- ④ 地域に密着したサービスの提供を行い、認知症の理解を進めます。

【事業計画】

- ① ご利用者の好みや希望などの情報を活かしながら、「できること」「持っている力」に焦点をあてたケアを実施していきます。また、ご利用者の変化に合わせ臨機応変に対応し、意思を引き出せる活動につながるができる柔軟なケアを行います。
- ② ご家族との情報交換をこまめに行い、ご利用者のご自宅での様子を知ると共に、悠花での活動がご自宅の生活の維持につながるような活動を提供していきます。家族交流会などを通して、ご家族が安心して介護ができるようにしていきます。
- ③ 計画的に外部研修を取り入れ知識、技術の向上を図り、根拠を持ってケアを実践していきます。
- ④ 公園や商店への買い物など、積極的に地域への外出を行います。地域の方々のご意見を積極的に活動に取り入れるために、運営推進会議を年 2 回開催します。地域の中の「デイサービス悠花」であるよう交流を深め、認知症の理解を深める取り組みを行っていきます。
- ⑤ 「生活クラブ 10 の基本ケア」の視点を持ち、ケアの統一を行います。計画的に研修を実施し、実践していく事でケアの質の向上を図ります。
- ⑥ 働きやすい環境をつくり、人材の育成に努め、加算の継続が出来るようにしていきます。
- ⑦ 適正な人員配置や事業の効率化を図り、また事業所間での兼務体制が出来るようにしていきます。

【事業計画（数値目標）】

- ・ 事業活動収入計：36,278 千円
- ・ 事業活動支出計：32,803 千円
- ・ 事業活動資金収支差額：3,475 千円
- ・ 当期資金収支差額合計：2,162 千円
- ・ 1 日の平均利用人数： 8.5 人

【会議・委員会計画】

会議名	開催日	目的・役割	メンバー
職員会議	・月1回 ・その他、随時	・事業所全体の事業運営のための必要事項の確認・ケース検討を実施。 ・内部研修の実施。 ・危機管理・環境・研修・防災対策について職員会議内で検討を実施。 ・年間行事の企画・提案を実施。 ・内部研修の実施。	全職員
常勤会議	・月1回	・職員会議に提案する議題の検討。 ・行事の確認、調整をして職員会議に提案。	常勤職員
運営推進会議	・7月・2月	・運営やサービス提供の方針、日々の活動内容、利用者の状態などの報告 ・地域の方からの意見収集	利用者ご家族 地域の代表者 市町村職員または包括職員 センター長
ボランティア交流会	・1月	・ボランティアとの意見交換 ・ご利用者についての情報提供 ・認知症についての学習会の実施	ボランティア 職員
運行者会議	・年1回 ・その他随時	・運行業務についての確認。 ・情報交換を行い、ルートの点検。	運転手 相談員
食事会議	・随時	・結女・デイいずみとの調整確認	相談員
各行事	・職員会議で開催 ・その他随時	・年間行事の企画について提案・検討。	全職員

【研修計画】

開催月	研修内容	開催月	研修内容
4月	認知症	10月	感染症予防
5月	緊急時対応	11月	虐待予防・拘束廃止
6月	食中毒予防	12月	接遇マナー
7月	認知症ケア	1月	倫理及び法令遵守
8月	介護技術	2月	認知症ケア
9月	非常災害時の対応	3月	プライバシー保護

- * 事故発生予防・再発防止等については、毎月の職員会議の危機管理の項目で対応
- * 外部研修は個別に指名研修として実施していく。
- * 「生活クラブ10の基本ケア」は推進メンバーを中心に実施

【年間行事計画】

月	内容	月	内容
4 月	花見（桜）	10 月	外出（小金井公園など）
5 月	外出（神代植物園・バラ）	11 月	家族交流会
6 月	家族交流会	12 月	クリスマス
7 月	七夕・流しそうめん	1 月	初詣
8 月	スイカ割り	2 月	節分
9 月	敬老会	3 月	雛祭り

- * 毎月 1 日に避難訓練を実施
- * その他喫茶外出や食事外出の企画
- * 個別の誕生日会

【その他のプログラム】

- * 地域の資料館、公民館などへの外出
- * 脳トレゲーム・麻雀・
- * 百人一首・双六・塗り絵・ドリル
- * 毎月のカレンダー作りなど

以上

2023 年度 泉町地域包括支援センター事業計画

泉町地域包括支援センター

管理者 瀬ノ田直美

【1. 基本方針】

泉町地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳のあるその人らしい生活が継続できるよう、心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。

西東京市の第8期西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に沿った取り組みを展開するにあたり、当センターの運営においても、地域の特性や実情を踏まえ、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように運営を行います。

【事業実績】

1. 総合相談支援業務

- ・支援を必要とする高齢者を戸別訪問、家族や近隣、様々な社会資源から見出し、職種の専門性を活かしたチームアプローチで問題解決への支援を行います。
- ・地域の多様な機関やサービス、社会資源とのネットワークを構築し、支援に活かしていきます。

2. 権利擁護業務

- ・自治会や高齢者クラブ、介護事業所等に働きかけて「虐待ミニ講座」を開催し、高齢者虐待を未然に防ぐ支援を行うとともに、虐待が疑われるケースには、西東京市虐待対応マニュアルに沿って対応し、高齢者及び養護者への支援を行います。
- ・警察や消費者センターと連携し、消費者被害から高齢者を守るための取り組みを行います。

3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ・事例検討会や交流会などを通して、地域の介護支援専門員へのサポートや実践力向上の支援を行います。
- ・地域の社会資源情報を収集整理し、多職種連携の体制作りを行います。

4. 地域ケア会議の実施

- ・個別課題の解決を通して地域課題を発見し、資源開発や政策形成に繋がる取り組みを行います。

5. 認知症施策の推進

- ・若年性認知症を含め、当事者・家族支援を充実させるために、チームオレンジなど地域で支える体制づくりを行います。
- ・認知症の予防・早期発見・早期診断により支援に繋げる仕組みづくりを行います。

6. 介護予防ケアマネジメント業務

- ・利用者の要支援状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者が元の生活を取り戻せるようマネジメントを行います。
- ・短期集中予防サービスの利用を通じて、セルフケアを継続できるよう支援します。

7. 一般介護予防事業

- ・介護予防に関する教室や出前講座を活用して普及啓発を行い、フレイル予防事業との連携をしながら介護予防への取り組みを促進します。

8. 関係事業との連携

- ・ささえあいネットワーク事業、西東京市地域サポート「りんく」、フレイル予防事業、重層的支援体制整備事業との連携を維持強化し、高齢者の支援に取り組みます。
- ・法人内各事業所間の連携を深め、利用者とその家族が地域で安心して生活できるための基盤を強化します。

9. 業務の維持継続

- ・市及び関係機関と検討・連携し、災害時や感染症流行時における連絡体制や情報収集、要援護者の支援に関して体制を整備していきます。

9. センターの周知及び体制の強化

- ・研修及び講演会等に参加して得られた知識や技術について業務マニュアルへ随時改訂し、所内会議等で共有します。
- ・法人と一体となって地域包括支援センターの認知度向上を目指します。

10. 個人情報の保護等

- ・西東京市電子計算組織の管理運営に関する規則、法人の規則に準じて管理を行います。

【年間会議・研修・行事予定】

会議等	頻度	研修・行事	頻度
包括運営協議会	3/年	地域包括支援センター職員初任者研修	1/年
包括管理者会連絡会	1/月	地域包括支援センター職員現任研修	1/年
包括保健師等連絡会	1/月	区市町村職員等高齢者権利擁護研修	2/年
包括主任ケアマネジャー連絡会	1/月	介護予防運動指導員養成研修	1/年
包括社会福祉士連絡会	1/月		
包括認知症地域支援推進員連絡会	1/月	ルピナス体操教室	1/月
社会資源マップ会議	6/年	すこやかスクール	3/年
虐待対応検討会議	8/年	リフレッシュサロン（認知症家族会）	2/年
地域ケア会議作業部会	1/月	民生委員懇話会	1/年
地域活動拠点運営委員会	2/年	認知症サポーター養成講座	3/年
ケアマネ分科会	1/月	かえるの会（若年性認知症家族会）	3/年
圏域別事例検討会	1/月	娘・息子の会（家族介護者の会）	4/年
虐待防止連絡会	2/年	ケアマネ交流会	3/年
介護認定審査会	2/月	ひばりタワー防災訓練	1/年
地域サポート連絡会	1/月	高齢者クラブ、自治会への講話等	3/年

地域ケア会議Ⅰ	3/年	認知症講座	1/年
地域ケア会議Ⅱ	1/年	オレンジカフェ	1/月
認知症カフェ連絡会	2/月		
包括支援センター代表者連絡会	2/年		
認知症対応型通所介護運営推進会議	2/年		
認知症対応型共同生活介護運営推進会議	6/年		
地域密着型通所介護運営推進会議	1/年		

以上

【事業目的】

- ① 介護保険法に基づき、地域密着型サービスとして認知症の方々が可能な限りご自分の自宅として 24 時間・365 日、安心して家庭的な環境で共同生活を営んでいただけるよう支援致します。
- ② 「生活クラブ 10 の基本ケア」を基本としたエビデンスのあるケアを提供しながら、入居者の方々の尊厳を尊重し、入浴・排泄・食事の介護、その他の日常生活上の世話及び生活リハビリを行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるような体制をつくります。
- ③ 地域福祉に必要な資源として、このサービスを必要とされる市民に空床をつくることなく円滑に事業を行います。
- ④ コロナ禍における新たな地域交流のあり方を検討すると共に、他の地域資源との連携を図り、よりよいまちづくりのための発信基地となります。

【事業計画（方針）】

- ① 管理者による新規体制を構築し、施設運営を円滑に進めると共にケアの質のさらなる向上を図ります。
- ② サービス担当者会議において、計画作成担当以外の職員も協議に参加し、職員全体が適切なケアプランの作成への理解が深まるようにしていきます。
- ③ 地域に根差し、共によりよい住みやすいまちづくりを行うことを目指し、家族会や運営推進会議の定期的開催、地域行事の情報収集と参加、日々の外出等を通じて積極的に情報発信を行い、地域に信頼される事業所を目指します。地域密着型サービスとしての役割が果たせるように、地域への認知度を向上できるための活動に取り組んでいきます。
- ④ 入居者の権利とプライバシーを尊重し、個人情報の保護に努めます。適宜虐待防止・身体拘束防止に向けての研修に取り組みます。
- ⑤ 福祉サービス第三者評価の結果を踏まえ、改善点に対する解決策を講じて実践します。また、介護サービス情報公開制度により客観的な評価を受けると共にスタッフの研修参加を定期的に行い認知症への理解を深めサービスの質の向上に努めます。
- ⑥ 職員定着率向上を目指し、法人全体で、長期的な視点での採用から育成までの流れを描き、実行すると共に、定期的な個人面談での自己評価と管理者評価のギャップの解消、モチベーション向上につながる個々の目標設定を管理者と共有します。また計画的に外部研修や WEB 研修への参加を促しやりがいのある職場を目指します。
- ⑦ 働きやすい職場環境をつくるため、各種ハラスメントのない職場をつくることを職員個々が意識することを会議の場などで伝え続けます。
- ⑧ コロナ禍が続くことを念頭にご家族や地域を巻き込んで開催していた全体行事などについては、規模や開催時期を柔軟に検討し、入居者の楽しみの機会を設けます。
- ⑨ 東京都及び世田谷区のデジタル環境整備促進事業補助金で設置した見守りセンサーやタブレット端末を活用し、入居者の健康管理体制を強化すると共に、職員の負担軽減・省力化に努めます。

- ⑩ 運営推進会議にて地域における課題抽出、改善を図るために努めていきます。そのためのメンバー拡充ができるよう、地域交流機会を増やしていきます。複合施設として、小規模多機能・居宅介護支援事業所と話す機会を持ち、地域貢献ができるための支援について検討していきます。

【事業計画（数値目標）】

○稼働率：97%

- ・事業活動収入計：104,251 千円、事業活動支出計：98,549 千円
- ・事業活動資金収支差額：5,701 千円、当期資金収支差額合計：321 千円

○待機者確保

今後退居者が出た場合に備え、待機者の確保に向けて、病院や区内と隣接している居宅介護事業所、あんしんすこやかセンターへの定期的な営業を進め、稼働率の向上につなげます。

○LIFE 算定

令和3年度介護報酬改定で始まった LIFE（科学的介護情報システム）の対応に取り組み、自立支援・重度化防止の取組みとして、科学的に裏付けられた質の高いサービス提供が求められることに対応した体制づくりを進めます。

【会議計画】

- ① ユニット会議（第一水曜日：3 階、第一木曜日：2 階）
- ② 運営推進会議：年 6 回
- ③ 家族会：年 3 回（下半期以降開催できるようであれば開催していきます。それまでは毎月の『ちとせ便り』にて人事や必要な情報をご家族に開示していきます。）
- ④ 管理者会議：毎月 WEB 会議にて開催

【委員会計画】

- ・虐待防止指針に基づき、定時虐待防止委員会を設置・開催します。
- ・BCP 委員会を設置します。

【研修計画】

- ① 施設内勉強会（毎月第 3 水曜日 18 時 00 分～19 時 30 分）

日付	内容	講師
4 月	2023 年度年間計画の説明と周知	法人本部
5 月	人権擁護・虐待防止（WEB 研修）	—
6 月	食中毒予防について（資料配布）	—
7 月	認知症高齢者への理解と対応①（WEB 研修）	—
8 月	記録の意味と記入のポイント	—
9 月	大規模地震発生時の対応（座学）	—
10 月	災害伝言ダイヤル使用訓練	—
11 月	感染症対策実技勉強会	—
12 月	小規模事業所火災訓練	—
1 月	認知症高齢者への理解と対応②（WEB 研修）	—

2月	今年度事業計画振り返りと次年度計画策定	松村
3月	予備	

- ② 法人研修の新規採用者研修、フォローアップ研修、介護技術リーダー研修、次世代育成研修、管理者研修に参加
- ③ 世田谷区福祉人材育成・研修センター研修にスタッフ参加
- ④ 東京都認知症介護実践者研修に対象者参加

【年間行事計画】

- ① 毎月の外食レク（コロナが終息しだい再開予定です。）
- ② 誕生日ごとの誕生会
- ③ お花見（個別で近隣の公園での散歩にて対応しています。）
- ④ 春の遠足（2023年度は感染状況にて判断、2024年度の準備をしていきます）
- ⑤ 第3回ケアセンター世田谷秋祭り（コロナ次第で開催を検討しています。）
- ⑥ 年末の忘年会、Xmas会（コロナ感染状況で判断します）
- ⑦ 家族会（4、8、12月：コロナ次第で開催を判断します）

以上

2023 年度 小規模多機能ホームみんなんち 事業計画

小規模多機能ホームみんなんち

ホーム長 伊藤さやか

【基本方針】

- ・法人の基本理念、ミッション（使命）、行動指針に基づき、事業運営を進めると共に、
「TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言」事業所として、よりよい職場環境を整備します。
＜基本理念＞ 1. 尊厳・自立支援 2. 地域 3. サービスの質の確保
＜ミッション（使命）＞私たちは社会福祉法人悠遊に関わる全ての人が尊厳を持って生活することを支援します。
＜行動指針＞私たちは全ての人に敬意と感謝の気持ちを持って業務を遂行します。
- ・また、小規模多機能型居宅介護の役割として、「通い」「訪問」「泊まり」のサービスを駆使し、ご利用者が個人の尊厳を保持しつつ、住み慣れた地域において自立した生活を営むことができるよう、全ての職員が連携して支援を行います。
- ・ICT 活用を積極的に推進し、業務効率化の推進と共に利用者へのケア充実を図ります。
今年度からケアパレットを活用できるようにして記録にかかる時間をスリム化していきます。

【事業計画】

- ・利用者のニーズに応えられるよう、「生活クラブ 10 の基本ケア」をはじめ、研修を毎月実施し職員のスキルアップを図ります。
適材適所を考えつつ、各職員の業務の割り振りの偏りを可能な限り減らし、利用者のニーズに合った、適正なサービスを提供していきます。
- ・泊まり利用も積極的に受け、利用者のニーズに応じて貢献していきます。
緊急ショートステイも積極的に受け入れ、地域貢献していきます。
- ・ご利用者の地域での生活を支えるために、ご利用者とご家族の絆を大切にしていきます。
また、レスパイトケアも引き続き実践しつつ、レスパイトケア中心の介護にならないようホームとご家族との連携強化をめざします。
- ・介護保険法、小規模多機能型居宅介護の運営基準に則り、職員の労働安全衛生が保持される適正なサービス提供体制を確保します。
- ・「生活クラブ 10 の基本ケア」の推進に向けて、OJT と研修（集合研修とマイクロラーニング活用による個別学習）を組み合わせを進めます。その定着と職員の力量の底上げを図り、「1 換気を行う」から「10 ターミナルケアをする」までのケアを実践し、利用者・家族からの信頼獲得と地域に対するみんなんちの訴求力向上につなげます。
- ・生活クラブの食材を使った食事の提供を強みに、ご利用者の満足度を高めると共に、利用登録拡大につなげます。
- ・経営コンサルタントのアドバイスに基づき、本来の小規模多機能ホームの適正な運営に向けた基準を策定し、全職員がその実現に向けて取組み、利用登録 29 名の達成を目指します。
- ・そのために、マニュアルを整備し、業務内容の見直しをし、適正なサービスを実施できるようにしていきます。

登録者数（名）/介護報酬（万円）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
登録数	19	20	22	22	24	24	25	25	26	26	27	27
介護報酬	468	501	563	563	6117	617	648	648	679	679	710	710

・事業活動収入計：85,436 千円、事業活動支出計：86,041 千円

・事業活動資金収支差額：▲604 千円、当期資金収支差額：▲4,660 千円

【会議計画】

① 常勤会議 常勤職員対象（毎月実施）

・運営に関わる重要事項の案件を検討、職員会議提案事項の整理、意見調整などを行います。

② 職員会議 全職員対象（毎月実施）

・利用者登録状況、登録見込先、問合せ件数、実績報告、事故報告書・ヒヤリハット、月間行事・事業所研修等の日程・準備について、共有と討議を行います。

・地域資源の把握と活用イメージを共有します。

③ ケース会議 全職員対象（毎月実施）

・ご利用者のケアプランを共有し、ご本人の ADL、やりたいこと、活用できそうな地域資源など新たに収集した情報に基づいたプランの更新案を検討します。

④ 運営推進会議（年 6 回実施）

⑤ 家族会 利用者家族対象（年 2 回実施）

感染症の状況を見て、今年度から開催を検討して準備を進めていきます。

⑥ 管理者会議 管理者対象（毎月）

⑦

【研修計画】

・月別の計画は以下の通りで、「介護職員向け研修素材集」を活用します。

4月	倫理及び法令順守	10月	感染症予防
5月	接遇・マナー	11月	非常災害時の対応
6月	緊急時対応	12月	事故発生予防・再発防止等、安全対策
7月	認知症	1月	認知症ケア
8月	食中毒対策	2月	虐待防止・身体拘束廃止
9月	疾病	3月	プライバシー・個人情報保護

・その他、東京都認知症介護研修は、基礎研修・実践者研修を中心に未受講者に順次受講を進め、レベルアップを図ります。

・法人主催の「介護技術リーダー研修」に参加し伝達講習により「生活クラブ 10 の基本ケア」を全職員で実践できるよう取り組んでいきます。

【年間行事計画】

・四季を感じられる行事・企画を組み立てます。その他、ご利用者の誕生月に合わせて誕生会も開催します。

4月		10月	外出
5月	端午の節句おやつ作り	11月	

6 月		12 月	クリスマス会兼忘年会
7 月	七夕	1 月	初詣
8 月	夏祭り	2 月	節分
9 月	敬老会	3 月	ひな祭り

感染症の状況を見ながら、実現可能な企画を実施していきます。

【その他】

- ・運営推進会議におけるサービス評価を継続して実施します。
- ・各種マニュアル整備をし、2023 年度中に全て完成させ随時更新していきます。

以上

2023 年度 支援サービスちとせ 事業計画

支援サービスちとせ
管理者 土屋 三津子

【事業目的】

- ① 高齢者一人一人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域包括ケアシステムを推進していきます。
- ② それぞれの地域で尊厳を保持しながら、状態に応じた適切な介護サービスを受けられるよう、着実に対応していきます。
- ③ 居宅介護支援の専門性や特異性を最大限発揮できるよう医療との役割分担も踏まえながら連携を一層推進するよう留意します。
- ④ 居宅介護支援の質や職員の負担の状況も適切に把握し取り組みを改善していくことにも留意していきます。

【事業計画】

- ① 今後増加が見込まれる認知症の方に対しても尊厳を重視し本人主体の支援をする観点から、地域における参加・交流、家族支援にも目を向けていきます。
- ② 高齢者の中重度者や、独居の方などへの看取りの対応など自立支援・重度化防止の取り組みを検討していきます。医療系だけではなく通所型や訪問型の事業所とも連携を図り関連するところ全体で利用者の把握に努めていきます。
- ③ 災害や感染症対策への対応の強化や業務継続の取り組みについて事業所、事業者として発生時に地域において必要なサービスを継続的に提供できるよう方策を検討し計画していきます。
- ④ ケアマネジメントの質の向上と公正中立の確保のため一層の事業所間連携を図り地域の特性に応じたサービスの確保に取り組めるようにしていきます。

事業所で意見なども出し合い地域のあんしんすこやかセンターや主任ケアマネへも報告をしています。

- ⑤ 職場内での新型コロナウイルス感染症対策を徹底します。
 - ・マスク装着・手洗い・換気を十分に・手が触れる場所の消毒・体調不良時は無理せず休みます。
 - ・3密を避ける行動を意識し、休憩中、食事中は会話を控えます。
 - ・出勤前、午後の1日2回検温を実施します。
 - ・上記は今後の感染対策に沿った対策を実施していきます。
- ⑥ 高齢者虐待防止のため今後義務付けられる運営規定などを守っていけるよう研修などに年2回程度参加します。
- ⑦ ハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえて対策を強化します。

世田谷区が実施するハラスメント防止研修に参加し、加害者にも被害者にもならないためにハラスメント内容と事例を通した対応方法を学んだことで虐待事例に発展しないよう注意していきます。

事業所内研修でハラスメントの種類なども把握していきます。

【事業計画】

事業活動収入計：19,636 千円、事業活動支出計：17,849 千円

事業活動資金収支差額：1,786 千円、当期資金収支差額：886 千円

ケアプラン 1 件当たり 15,806 円（要介護）、4,412 円（予防・総合）

- ・上記を目標に 12 カ月で介護請求件数のべ 1,201 件 3 名体制で月平均 34 件の実績
介護予防の委託（ひと月 3 件）を含むと ひと月 一人 35 件を目標とします。

【研修実施目標】

- ・個人別に年間研修を計画します。
- ・保険者が実施する人材・育成センターの行う研修に年 6 回は参加します。
- ・地域包括などが実施する職務別研修や専門性向上のための地域包括ケアシステム構築に向けた研修に参加します。

【事業所内情報伝達のための会議開催目標】

- ・加算事業所算定要件である事業所内情報伝達会議を週 1 回程度実施します。
- ・実施困難な時は予定を確認しながら曜日、時間を変更しながら実施していきます。
- ・その他 新規依頼や困難ケースなど、その都度情報を話し合い電話連絡時も円滑に伝達をしていきます。

以上

【事業目的】

- ① 介護保険法に基づき、地域密着型サービスの役割として、認知症高齢者の方が、ホームで可能な限り、ご自分の自宅の近くで、24 時間・365 日、安心して、家庭的な環境の中で共同生活を営んでいただけるよう支援致します。
- ② ご入居者一人ひとりの尊厳を守り、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び生活リハビリを行うことにより、ご入居者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるような体制を作ります。
- ③ 地域福祉に必要な資源として、このサービスを必要とされる区民に空床を作ることなく、円滑に事業を行います。
- ④ 地域住民との交流のもとで、地域の他の社会資源との連携を図り、より良い、まちづくりの為の発信基地となります。

【事業計画（方針）】

① ケアプランに基づく支援の実現

各ユニットにてケアカンファレンスを開催した後、ご本人・ご家族とのケアカンファレンスとカンファレンスを行います。家族カンファレンスに関しては、新型コロナ感染を考慮して、原則リモート開催とし、ケアプランの説明だけではなく、ご本人へのケアの相談や介護職員がまだ知り得ていない様々なエピソードをお伺いする場として捉えています。

全職員から収集したご本人の情報に基づくアセスメントのもと、ご本人・ご家族のニーズを踏まえたうえでのご本人の顔の見えるケアプランを作成します。作成されたケアプランに基づく支援を行います。

② 有する能力を活かした支援の実現

ご入居者の「できないこと」をサポートし、「できるかもしれないこと」をどれだけ見つけ、それをいかにして「できること」に繋げていけるかを第一に考えていきます。ご入居者の得意なこと・好きなことを発揮できるようにご入居者の有する能力を活かしたケアを行います。

また、誰かの長所を他の誰かの短所を補い合えるように、お互いに遠慮なく「困った時はお互い様」と言い合えるホームを目指します。

③ ご入居者の日々の生活の充実

ご入居者と共に、楽しみのある生活を送ることができるような活動を実施します。その際には、ご入居者の好みや興味関心・意思や想いが中心になっているのかの確認をしていきます。各ご入居者の好きなことを吸い上げると共にご家族からの情報収集やアドバイスも頂き、時には協力を仰ぎながら、ご本人が長年培ってきた趣味や好まれることを生活に取り入れていきます。

④ ご家族・地域との交流を深める

地域に根差し、共により良い、住みやすいまちづくりを行うことを目指し、家族会や運営推進会議の定期的開催、自治会や町内会の地域行事への情報収集と参加、日々の外出等を通じて積極的に情報発信を行い、地域に信頼される事業所を目指します。

家族会に関しては複数のご家族から要望があり、昨年度開催を目指すも新型コロナウイルスの感染

状況を鑑みて実現できなかったため、感染状況を注視しつつリモート開催なども選択肢に入れながら実現していきます。

運営推進会議に関しては、現在の構成メンバーのみではなく地域住民やご家族の参加を拡大し、充実した意見交換などの場となることを目指します。

⑤ 介護職員の知識・技術の向上に向けた取り組み

昨年度と同様に職員全体会議を研修と位置づけ、法定研修の他に様々な研修を行います（研修計画は後述を参照）。

また、新入職員の入職時には、ホーム長よりオリエンテーションを行うと共に「新入職員スキルチェックシート」を活用して、適切な指導を行います。

昨年度は不定期開催であった新入職員や経験の浅い職員に向けた介護技術研修の定例化を図り、対象者が感じている疑問・不安や学びたいことを吸い上げたうえで内容を精査して開催し、職員の知識・技術の向上を図っていきます。

⑥ 「生活クラブ 10 の基本ケア」の実施

「生活クラブ 10 の基本ケア」の理解を深めるための取り組みを実施し、「生活クラブ 10 の基本ケア」に基づいたケアを職員一人一人が実践することでサービスの質の向上を図ります。

⑦ サービスの質の向上

福祉サービス第三者評価、介護サービス情報公開制度により客観的な評価を受けると共にスタッフの研修参加を定期的に行い認知症への理解を深め、サービスの質の向上に努めます。

福祉サービス第三者評価に関しては、前年度評価結果から改善すべき課題を抽出し、優先順位を立てて計画的に改善に向けた取り組みを行っていきます。

⑧ 予算達成及び事業所間の連携強化を図る

利用申込があった際には、ホーム長・副主任の2名で事前に待機者のご自宅に実態調査に訪問し、ご自宅での生活状況やご家族のご本人への介護負担などの把握を行います。早い段階で実態調査を行っておくことで空床日数の削減に努めます。

また見学希望があった際には、中野拠点他事業所である小規模多機能ホームえごたの家の管理者とも情報共有を行い、えごたの家見学もお薦めしていき、当ホームが満床時のえごたの家利用に繋がるように対応していきます。

えごたの家利用者の当ホームへの入居に繋がることは、ご本人にとっても「馴染みの場所であること」「同一法人内でのサービス利用に繋がること」「ご本人の細部に至るまで情報共有しやすい」というメリットがあるため、中野拠点としての強みとなるように「えごたの家→グループホームえごた」へと繋がる仕組み作りを行っていきます。

【事業計画（数値目標）】

○稼働率：96.9%

・事業活動収入計：95,564 千円、事業活動支出計：100,461 千円

・事業活動資金収支差額：▲4,897 千円、当期資金収支差額合計：▲8,072 千円

【会議開催計画】

① ユニット会議（2 階：第 2 木曜日、3 階：第 3 月曜日開催予定）

② 職員全体会議（第 4 木曜日開催予定）

- ③ GH リーダー会議（第 1 木曜日開催予定）
- ④ 運営推進会議：年 6 回（偶数月の第 3 月曜日開催予定）
- ⑤ 家族会：年 3 回（4 月、8 月、12 月）
- ⑥ 管理者会議：毎月
- ⑦ ケアカンファレンス（2 階：第 2 水曜日、3 階：第 2 金曜日開催予定）

【委員会計画】

- ① 身体拘束廃止委員会（第 1 木曜日開催予定）
- ② 虐待防止委員会（第 1 木曜日開催予定）

【研修計画】

- ① 施設内勉強会（毎月の職員全体会議を研修と位置づけして、定期開催予定）

開催月	開催内容	担当者
4 月	2022 年度の振り返り、2023 年度事業計画の説明	
5 月	①アンガーマネジメント ②身体拘束・虐待・不適切ケア	
6 月	食中毒予防・対策	
7 月	水分ケアについて	
8 月	リスクマネジメントについて	
9 月	認知症ケアについて	
10 月	記録の書き方・ケアプランについて	
11 月	感染症予防対策、PPE 脱着の振り返り	
12 月	接遇・コミュニケーション	
1 月	緊急時の対応	
2 月	ターミナル・看取りケア	
3 月	プライバシー保護・法令順守	

※ ターミナル・看取りケアに関する研修は開催月を変更する可能性あり

- ② 介護技術研修…副主任が主となり新入職員・経験の浅い職員を対象に開催。

→該当する職員が日頃感じている疑問・不安や学びたいことを吸い上げたうえで開催内容を都度精査・検討して実施予定。

- ③ 東京都認知症介護基礎研修に計画的に参加（非常勤職員）
- ④ 東京都認知症介護実践者研修に計画的に参加（常勤職員・非常勤職員）
- ⑤ 東京都認知症介護実践リーダー研修に参加（ホーム長・副主任）

【年間行事計画案】（企画書提出）

7 月 夏祭り

9 月 敬老の祝い

12 月 忘年会

各ご入居者の誕生日会はその都度行う。

季節の風習（初詣・節分・お月見など）はその都度行う。

以上

2023 年度 小規模多機能ホームえごたの家 事業計画

小規模多機能ホームえごたの家

ホーム長 小畑理恵子

【事業目的】

- 1.住み慣れた地域で安心して生活が出来るよう、「訪問」「通い」「宿泊」サービスを利用し在宅生活を支えます。
- 2.生活リハビリを行い、自宅で自立した生活が出来るよう支援します。
- 3.地域方々との連携を図り、社会資源を活用しながら今までの生活が維持できるよう支援します。
- 4.生活クラブの食材を使用した食事の提供を行い、心身ともに健康的な生活が送れるよう支援します。
- 5.稼働率を上げ、安定した事業が継続できるよう、営業活動の強化を行います。
稼働率が安定する事で、やりがいのある働きやすい職場作りを行います。

【事業計画】

- 1.利用を希望される方おひとりお一人に合わせたサービスの提供を提案できるよう、計画作成担当者と連携を図り、サービスの組み合わせを検討します。
- 2.自宅での生活を踏まえた生活リハビリを行います。今までの生活を把握し楽しみの持てる生活が送れるよう支援します。食の重要性を理解し、美味しく楽しい食事の提供を行います。
- 3.運営推進会議を開催し、地域との繋がりを広げます。利用される方おひとりお一人の「～したい」が実現できるよう、地域資源を活用していきます。
グループホームへの入居を希望される方の在宅生活を支えるため、小規模多機能ホームえごたの家をご利用頂けるよう、管理者との連携を図ります。
- 4.「生活クラブ10の基本ケア」の視点を持ち、知識や介護技術の向上、認知症ケアの充実が図れるよう、研修を行います。毎月1回の職員会議を行い、情報共有を行います。
- 5.計画的に営業活動を行います。利用登録人数が安定する事で、やりがいを持って仕事ができるよう、働きやすい職場環境作りを行います。24時間ホームケア・夜間ホームケア職員との兼務を行う事で、効率の良い訪問が行えるよう業務全体の流れの見直しを行います。

登録者数（名）/介護報酬（万円）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
登録数	15	16	17	19	21	23	25	26	26	27	27	27
介護報酬	345	374	411	469	508	562	601	633	647	679	679	679

・事業活動収入計：76,837 千円、事業活動支出計：72,848 千円

・事業活動資金収支差額：3,989 千円、当期資金収支差額合計：999 千円

【会議計画】

① 職員会議 全職員対象 （月1回実施）

運営に関わる重要事項の案件を検討、意見調整など

② 常勤会議 常勤職員

職員会議前に業務やケアに関する問題点の発掘、会議への提案事項等の調整

③ ケース会議 全職員対象 (必要時随時実施)

新規利用者のケアプランの共有化を図る。日々のサービス利用状況に基づき、アセスメントを適切に行い、随時ケアプランの見直しを行う。

④ 運営推進会議 地域関係者対象 (年6回実施)

- ・家族会 利用者家族対象…コロナ禍の情勢を踏まえて対応する。
- ・その他随時フロアミーティングを実施する
- ・食事会議…必要時

【研修計画】

① 東京都認知症介護実践者研修に計画的に参加

② 法定研修 (毎月の職員会議で実施)

4月 倫理及び法令順守	10月 感染症予防
5月 接遇・マナー	11月 非常災害時の対応
6月 緊急時対応	12月 事故発生予防・再発防止等、安全対策
7月 認知症	1月 認知症ケア
8月 食中毒対策	2月 虐待防止・身体拘束排除
9月 疾病	3月 プライバシー保護

③ 外部研修等

コロナの情勢に合わせ可能な限り参加を促進していく。また、災害や緊急時の対応、AEDなどの研修を企画・実施していく

【年間行事計画】

4月	10月
5月 端午の節句 (おやつ作り)	11月
6月	12月 クリスマス会
7月	1月 初詣
8月 夏祭り	2月 節分
9月 敬老会	3月 ひな祭り・お花見

コロナの収束状況等を踏まえ、地域交流など実現可能な行事を随時企画・実施する。
誕生会は当該月に開催する。

以上

2023 年度 24 時間ホームケアえごた・訪問サービスえごた
夜間ホームケアえごた 事業計画

管理者 行武 ちひろ

【事業方針】

- ① 利用者の尊厳を守り、利用者に寄り添った援助をします
個々のご利用者のニーズや課題を抽出するため時間をかけてじっくりと話し合いをし
日々の動作や言動等をよく観察し、柔軟なサービスの提供で ADL 向上を目指していただ
けるような支援をして参ります。
介護保険法に基づく十分な説明を行い、自立した生活が営めるように援助します。
手順書に基づきヘルパー一人一人が統一したサービスを提供します。
必要な時に必要な支援を行い、生活リズムに合わせたケアを目指します。
- ② 知り得た情報を適宜、他職種と情報共有し連携を迅速に取りながら支援していきます。
利用者様の ADL の低下に合わせ、他部署と連携し、利用者様が引き続き安心してサー
ビスを利用できるようにします。
ICT を活用し職員間や外部への情報共有ができるよう日頃の記録整備に努めます。
- ③ 職員一人一人が自己研鑽を重ね、向上心を持ち働ける職場環境を作ります。
個人情報の秘密保護を厳守します。
ヘルパー全員の意識改革、介護技術の向上、専門的知識の修得を図るため、内部研修の
充実と外部研修の積極的な参加に取り組みます。
介護・医療連携推進会議を定期的開催し、関係各所からの助言・評価をもとに、改善
見直しを図り、地域に信頼される事業所を目指します。
定期巡回随時対応型訪問介護看護の周知に力を入れ、近隣のケアマネジャーや病院の地
域連携室と連携を密にして、信頼される事業所を目指します。
- ④ 事務作業を見直し、効率的な業務を実現します。
効率的な定期巡回順路やシフト調整をします。
ヘルパー全員で事務改善提案に取り組みます。
MCS やスマケアの ICT を活用し、ヘルパー全員で情報共有を図ります。
コスト意識を持って設備・備品の点検整備の有効活用を行います。
- ⑤ 営業・広報を強化します。
24 時間ホームケアえごた・夜間ホームケアえごたを認知していただけるよう引き続き
地域住民、居宅訪問を行い、担当ケアマネジャーだけでなく他職員にも、顔を広げてい
きます。また中野区全域での可動範囲ができるという認識が浸透していないので積極的
に包括へのあいさつ回りを定期的に行っていきます。また、介護保険外での実費サービ
スなども検討していき、現在の利用者の継続と新規利用者の獲得を目指します。

数値目標

・24時間ホームケアえごた 期首8名・期末22名

- ・夜間ホームケアえごた 期首8名・期末12名
 - ・訪問時間目標 職員個々の稼働可能時間の80%を訪問時間目標とします。
- ⑥ 「生活クラブ10の基本ケア」の視点を持ち、知識や介護技術の向上、認知症ケアの充実が図れるよう、研修を行います。

【事業計画 (数値目標)】

<24時間ホームケアえごた>

- ・事業活動収入計：37,870 千円、事業活動支出計：37,860 千円
- ・事業活動資金収支差額：10 千円、当期資金収支差額合計：▲1,417 千円
- ・年間平均介護度：2.91、利用者数：期首 8 名・期末 22 名

<訪問サービスえごた>

- ・事業活動収入計：0 千円、事業活動支出計：217 千円
- ・事業活動資金収支差額：▲217 千円、当期資金収支差額：▲240 千円

<夜間ホームケアえごた>

- ・事業活動収入計：6,813 千円、事業活動支出計：1,215 千円
- ・事業活動資金収支差額：5,598 千円、当期資金収支差額：5,586 千円
- ・利用者数：期首 8 名・期末 12 名、定期訪問・随時訪問：期首 55 回・期末 60 回

【会議計画】

- ・介護・医療連携推進会議：年 2 回（定期巡回）
- ・職員会議：毎月
- ・虐待防止委員会：年 4 回
- ・管理者会議：毎月

【会議開催予定】

- ・介護・医療連携推進会議：年 2 回（定期巡回）

- ・職員会議：毎月
- ・管理者会議：毎月

【研修開催予定】

日 付	研 修 内 容
4 月	法人・事業所 2023 年度事業計画について
5 月	食中毒予防について
6 月	緊急時の対応について
7 月	身体介護実践研修
9 月	認知症について

10 月	感染症対策について
11 月	災害時について
12 月	プライバシー保護について
1 月	2023 年度振り返り研修
2 月	接遇について
3 月	人権擁護と虐待防止研修

※外部研修

新型コロナの感染状況を見ながら可能な限り参加を促進してまいります。

BCP の見直し確認は定期的に実施してまいります。

以上

